〇 個人情報ファイルに関する規定

【法律】個人情報の保護に関する法律

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

- 第74条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - ① 個人情報ファイルの名称
 - ② 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - ③ 個人情報ファイルの利用目的
 - ④ 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)
 - ⑤ 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の 収集方法
 - ⑥ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - ⑧ 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項 を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報 ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - ⑨ 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の 名称及び所在地
 - ⑩ 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - ① その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - ① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - ② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは 維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - ③ 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、 給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が 行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ⑤ 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は 一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該 通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - ⑥ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - ⑧ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - ⑨ 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

- ⑩ 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- ⑪ 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政 機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至った ときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - ① 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
 - ② 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は 一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該 公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - ③ 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5 号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個 人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の 一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しな いことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

【政令】個人情報の保護に関する法律施行令

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

- 第20条 法第74条第1項第11号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - ① 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
 - ② その他個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、1,000人とする。
- 3 法第74条第2項第10号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - ① 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生 に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者
 - (1) 当該機関以外の行政機関等の職員
 - (2) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係

る者

- (3) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
- (4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に 1年以上にわたり専ら従事すべきもの
- ロ 法第74条第2項第3号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- ② 法第74条第2項第3号に規定する者及び前号イ又は口に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第21条 行政機関の長等は、個人情報ファイル(法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条 第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において 同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならな い。
- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、 当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、 又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、 当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機 関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情 報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 法第75条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - ① 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - ② 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 法第75条第2項第3号の政令で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

【省令】個人情報の保護に関する法律施行規則

(令第20条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項)

- 第50条 令第20条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
 - ① 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に規定する他の法令の規定により 特別の手続が定められているときの、当該法令の条項
 - ② 法第 74 条第1項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

(参考) 現行条例の関係規定

【条例】福岡市個人情報保護条例

(個人情報取扱事務の届出等)

- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務又は事業(以下「個人情報取扱事務」という。) を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければな らない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。
 - ① 個人情報取扱事務の名称
 - ② 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - ③ 個人情報取扱事務の目的及び概要
 - ④ 個人情報の記録項目及び当該個人情報に係る本人の範囲
 - ⑤ 個人情報の収集先及び収集方法
 - ⑥ 第10条第2項又は第10条の2第3項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を経常的 に利用し、又は提供する場合には、その利用の範囲又は提供先
 - ⑦ その他規則(市長が制定する規則をいう。以下同じ。)で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、 市長に対し、その旨を届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - ① 法人その他の団体の役員又は事業を営む個人に係る個人情報取扱事務であって、専らその法人その他の団体又は個人の事業活動に関するもの
 - ② 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生又はこれらに準じる事務に関するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。)
 - ③ 取り扱う個人情報が1年以内に廃棄され、又は消去されることとなる個人情報取扱事務
 - ④ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、送付又は 連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う個人情報取 扱事務
 - ⑤ 取り扱う個人情報に係る本人の数が規則で定める数に満たない個人情報取扱事務
 - ⑥ その他規則で定める個人情報取扱事務
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を福岡 市個人情報保護審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、規則で定めるところにより、第1項又は第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

【規則】福岡市個人情報保護条例施行規則

(個人情報取扱事務の届出の方法等)

- 第3条 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書兼個人情報目録(様式第1号)により行うものとする。
- 2 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - ① 個人情報の処理形態
 - ② 個人情報が記録された主な公文書の名称
 - ③ 閲覧等の制度の有無
 - ④ その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第7条第3項第5号の規則で定める数は、100人とする。
- 4 条例第7条第3項第6号の規則で定める個人情報取扱事務は、個人情報の収集及び利用が 一時的なものであって、個人情報を継続して取り扱わない個人情報取扱事務とする。

5 条例第7条第5項の規定による目録の作成及び公表は、個人情報取扱事務届出書兼個人情報目録に検索のための目次を付し、これを総務企画局行政部情報公開室(以下「情報公開室」という。)に備え置き一般の閲覧に供することにより行うものとする。

(参考) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の趣旨・目的

個人情報ファイル簿

(総務省HP:行政機関の個人情報保護・よくある質問と回答)

○ 個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするため。

個人情報取扱事務登録簿

(福岡市個人情報保護制度の手引 P21)

○ 実施機関が行う個人情報取扱事務について、その目的及び概要を明らかにすることにより 透明性を高め、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に 関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするため。